

# 平成31(2019)年度 健(検)診申込書をご提出ください

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター内) ☎62-9134

平成31年度に町が行う健(検)診の受診希望者を把握するため、「平成31年度健(検)診申込書」を1月下旬に郵送しましたので、必要事項を記入し締切までにご提出ください。

ご自分の健康を守るために対象の健(検)診をぜひ受診しましょう。

【提出締切】 2月12日(火) 【提出方法】 郵送または窓口(保健センター内)へ持参

【注意事項】 この申込書は、町が行う健(検)診への申し込みと同時に、対象者の受診動向の把握に利用しますので、町で行う健(検)診を受診しない方も必ず提出してください。

詳しくは同封されている説明書をご覧ください。

○町で行う健(検)診一覧(健(検)診により年齢や地区の指定がありますのでご注意ください。)

種 類	時 期	対 象 者
特定健診	集団健診6月(*1) 個別健診7月~9月(*2)	富士見町国民健康保険に加入している40歳~74歳の方
長寿医療健診	集団健診6月(*1) 個別健診7月~10月(*2)	後期高齢者医療制度に加入している方
結核検診(胸部レントゲン撮影)	5月・9月	65歳以上の方
子宮頸がん検診	7月・8月	20歳~79歳の女性で、落合・境地区の方
乳がん検診(マンモグラフィ検診)	10~12月	40歳~74歳の女性で、落合・境地区の方
胃がん検診	10月	35歳~79歳の方
大腸がん検診(便潜血反応検査)	6月・10月	40歳以上の方
肺がんCT検診	7月・8月	45~80歳の方で、落合・境地区の方

(\*1) 保健センターを会場として集団健診を行います。

(\*2) 期間中に町内の医療機関で個別に健診を行います。

※申込書は平成31年1月4日の住民基本台帳をもとに作成しています。平成31年1月4日以降に国民健康保険に加入した方、対象地区に転居をした方で健(検)診を希望する方は、係までご連絡ください。

## 健康ふじみ通信 ~心も体もいきいきと 楽しく暮らせる高原の富士見町~

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター内) ☎62-9134

### 「たばこ編」 ●望まない受動喫煙を防止しましょう

「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月に公布されました。主な内容は受動喫煙の防止を図ること、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行されます。これにより、多くの人が利用する施設では、その施設の類型・場所ごとに禁煙措置を行うことや喫煙場所の特定をすること、喫煙可能な場所には掲示を行うことなどが義務付けられます。

#### 【現 状】

受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明確ではない⇒望まない受動喫煙の恐れがあります。

↓  
【法施行後】 喫煙可能場所の掲示義務が生じ(※1)、室外への煙の流出措置が必要(※2)となります。

施 設		対 応
学校・病院・児童福祉施設・行政機関等		敷地内禁煙
事務所・ 飲食店等	新たに開設する又は営業規模の大きい店舗	①屋内禁煙 ②喫煙専用室設置(※1,2)、 加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※1,2) } のいずれか
	既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗	①喫煙可能(※1) ②屋内禁煙 のいずれか
屋外や家庭等		喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

\*全ての施設で、客・従業員ともに20歳未満の喫煙可能部分への立ち入りが禁止となります。

(参考:厚生労働省「健康増進法の一部を改正する法律」平成30年法律第78号)

受動喫煙対策により、たばこを吸う人も吸わない人もお互いに気持ちよく過ごせる環境づくりに向けて取り組んでいきましょう。